

えんがる

令和6年5月7日
遠軽警察署交通課
0158-42-0110

遠軽警察署管内交通事故発生状況

【人身事故】

【物件事故】

	発生件数		死者数		傷者数	
	4月中	4月末	4月中	4月末	4月中	4月末
合計	2	4	0	0	2	4
前年比	+1	-3	±0	±0	+1	-3
遠軽町	1	2	0	0	1	2
前年比	+1	-1	±0	±0	+1	-1
湧別町	0	1	0	0	0	1
前年比	-1	±0	±0	±0	-1	±0
佐呂間町	1	1	0	0	1	1
前年比	+1	-2	±0	±0	+1	-2

	4月中	4月末
駅前	19	107
丸瀬布	0	1
白滝	1	8
生田原	2	10
安国	2	11
湧別	4	16
芭露	5	16
中湧別	2	13
上湧別	0	9
佐呂間	0	11
浜佐呂間	2	9
若佐	4	23
合計	41	234

ヘルメットは自分の未来を守るため

令和5年4月から全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用が努力義務が課されました。



警察庁・都道府県警察

RULE 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

① 自転車は、車道が原則、左側を通行
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられており、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。

② 歩道は例外、歩行者を優先
道路標識などにしるし、歩道で通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



RULE 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点では一時停止と安全確認
一時停止標識のある交差点では、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

信号は必ず守る
信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。



RULE 3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯する
無灯火は、周りから自転車が見えにくくなるので非常に危険です。夜間はライトを点灯し、反射材を備えた自転車を運転しましょう。



RULE 4 飲酒運転は禁止

飲酒運転は禁止です!
自動車の場合と同じくお酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。



RULE 5 ヘルメットを着用

必ずヘルメットをかぶりましょう
事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

※令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用が努力義務が課されています。



自転車も車両です。
交通ルールを守って安全運転をお願いします。

